

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年12月3日（火） 9：01～9：12

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：石 破 茂 内閣総理大臣
村 上 誠一郎 国務大臣（総務大臣）
鈴木 馨 祐 国務大臣（法務大臣）
岩 屋 毅 国務大臣（外務大臣）
加藤 勝 信 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
あべ 俊 子 国務大臣（文部科学大臣）
福岡 資 麿 国務大臣（厚生労働大臣）
江藤 拓 国務大臣（農林水産大臣）
武藤 容 治 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
中野 洋 昌 国務大臣（国土交通大臣）
浅尾 慶一郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中谷 元 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
平 将 明 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
伊藤 忠 彦 国務大臣（復興大臣）
坂井 学 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
三原じゅん子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
赤澤 亮 正 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
伊東 良 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：橘 慶一郎 内閣官房副長官
青木 一 彦 内閣官房副長官
佐藤 文 俊 内閣官房副長官
岩尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 5件

○政令 7件

○人事 4件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、橋副長官から御説明申し上げます。

○橋内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「認知症施策推進基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、決定の上は、国会に報告するものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、沖縄県浦添市が災害時に使用する避難用ゲート等を設置するため、牧港補給地区の一部土地を共同使用するもの等、計4件であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「アイスランド国」、「ソマリア国」及び「リベリア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「デジタル社会形成基本法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和7年4月1日とするものであります。

次に、「地方公営企業法施行令の一部改正令」は、出納取扱金融機関等の責務を定める規定を削除するものであります。

次に、「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部改正令」は、同区域のうち、1地区の指定の解除等を行うものであります。

次に、「再生医療等安全性確保法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和7年5月31日とするものであり、「同法施行令の一部改正令」は、同法の対象となる再生医療等技術の範囲を定める等、所要の改正を行うものであります。

次に、「商品先物取引法施行令の一部改正令」は、商品先物取引業者等が勧誘方針を定めたときにインターネットを利用して公表することを義務付けるものであります。

次に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正令」は、特定の携帯液化石油ガス用バーナーを同法に規定する液化石油ガス器具等及び特定液化石油ガス器具等として追加するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、外務省大臣官房付中井一浩を特命全権大使に任命し、ホンジュラス国駐箚を命ずること等、及びメキシコ国駐箚大使福嶋教輝外2名を願いに依り免ずること、また、国際民間航空機関日本政府代表部在勤大使赤松武にセネガル国等駐箚を命ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、白石清外125名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・英経済連携協定附属書の改正に関する公文」を交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、

相互保護を行う地理的表示の対象の追加について取り極めるものであります。

次に、「政府安全保障能力強化支援に関する書簡」をフィリピンとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、フィリピンの安全保障能力強化に係る計画の実施のため、16億円の資金を贈与することについて、取り極めるものであります。なお、以上2件につきましては、相手国政府との公文及び書簡の交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○林国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔 令和 6 年
12 月 3 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

○ 認 知 症 施 策 推 進 基 本 計 画 に つ い て (決 定)

(内 閣 官 房 ・ 厚 生 労 働 省)

〃

○ 「 日 本 国 と ア メ リ カ 合 衆 国 と の 間 の 相 互 協 力 及 び 安 全 保 障 条 約 第 6 条 に 基 づ く 施 設 及 び 区 域 並 び に 日 本 国 に お け る 合 衆 国 軍 隊 の 地 位 に 関 す る 協 定 」 第 2 条 に 基 づ く 施 設 及 び 区 域 の 一 部 返 還 、 共 同 使 用 及 び 追 加 提 供 に つ い て (決 定) (防 衛 省)

資 料
な し

☆ ア イ ス ラ ン ド 国 駐 筭 特 命 全 権 大 使 竹 若 敬 三 外 2 名 に 交 付 す べ き 信 任 状 及 び 前 任 特 命 全 権 大 使 鈴 木 亮 太 郎 外 2 名 の 解 任 状 に つ き 認 証 を 仰 ぐ こ と に つ い て (決 定) (外 務 省)

◎ 政 令

資 料
あ り

○ 情 報 通 信 技 術 の 活 用 に よ る 行 政 手 続 等 に 係 る 関 係 者 の 利 便 性 の 向 上 並 び に 行 政 運 営 の 簡 素 化 及 び 効 率 化 を 図 る た め の デ ジ タ ル 社 会 形 成 基 本 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令

(決 定) (デ ジ タ ル 庁 ・ 財 務 ・ 経 済 産 業 省)

〃

○ 地 方 公 営 企 業 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令

(決 定) (総 務 省)

〃

○ 石 油 コ ン ビ ナ ー ト 等 特 別 防 災 区 域 を 指 定 す る 政 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定)

(総 務 ・ 経 済 産 業 省)

〃

○ 再 生 医 療 等 の 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 及 び 臨 床 研 究 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 期 日 を 定 め る 政 令 (決 定) (厚 生 労 働 省)

〃

○ 再 生 医 療 等 の 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 (決 定) (同 上)

〃

○ 商 品 先 物 取 引 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令

(決 定) (経 済 産 業 ・ 農 林 水 産 省)

資料あり ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業省）

◎人 事

資料あり ○中井一浩外 9 名を特命全権大使に任命することについて（決定）
〃 ○特命全権大使福寫教輝外 2 名を願に依り免ずることについて（決定）
〃 ○各府省幹部職員 of 任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
〃 ☆国立大学法人職員白石 清外 1 2 5 名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和6年〕
12月3日 (火)

◎一般案件

資料
なし

- 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定附属書14-Bの改正に関する外交上の公文の交換について(決定) (外務省)
- 〳 ○フィリピン共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換について(決定)(同上)

[○署名あり ☆署名なし]